

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度(2024年度)
計画主体	神河町

神河町鳥獣被害防止計画

(令和7年4月1日制定)

<連絡先>

担当部署名 神河町役場 農林政策課
所在地 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
電話番号 0790-34-0960
FAX番号 0790-34-0691
メールアドレス nourin@town.kamikawa.hyogo.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル（以下「サル」という） ニホンジカ（以下「シカ」という） イノシシ アライグマ ヌートリア ハクビシン カワウ アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度（2025～2027年度）
対象地域	神河町全域

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			備考
	被害作物	被害面積 (ha)	被害金額（千円）	
イノシシ	水稲	0.40	474	
	小麦	0.06	7	
	豆類	0	0	
	計	0.46	481	
サル	水稲	0.08	94	
	小麦	0	0	
	豆類	0	0	
	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	イモ類	0	0	
	計	0.08	94	
シカ	水稲	0	0	
	小麦	0.98	129	

	豆類(黒豆、小豆)	0.23	244	
	野菜	0.00	0	
	計	1.21	373	
アライグマ	果樹	0.05	100	
	野菜	0.05	85	
	計	0.10	185	
ヌートリア	水稻	0	0	
	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
ハクビシン	果樹	0.04	100	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0.04	100	
アナグマ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
タヌキ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
キツネ	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
テン	果樹	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
イタチ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
ノウサギ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	計	0	0	
	合計	1.89	1,233	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

■ イノシシ

イノシシの分布は本町全域に渡っており、平成22年度以降、町内の田畑への被害が頻発するようになったため、周囲に防護柵を設置・補強しているが、出入口や柵の弱い箇所等を中心として侵入する等の事例が起こっている。水稻への被害が多く、穂の食害や踏み倒しの被害が多発している。

■ サル

サルの分布は本町の大河内エリアにわたっており、昭和48年頃から長谷地域及び南小田、大河地域で見かけるようになった。近年では、分裂により1群が増え、寺前地域など町の南部にも出没が多発している。

以前は冬場のエサのない時期に出没し、農作物に被害を加えていたが、近年では水稻、豆類、家庭菜園を中心に年間を通じて被害が発生しており、屋根瓦のずれ等、生活環境への被害も多発している。

■ シカ

シカの分布は本町全域に渡っており、平成3年ごろから農地への出没が目立つようになった。水稻被害では苗と穂の食害、麦や豆類においては芽や葉の食害が目立っている。また、山林における杉、桧の食害も多発している。

生息数は、捕獲頭数、被害状況からして、捕獲対策は実施しているものの減少はしていないと推測される。

■ アライグマ

平成22年頃から本町でも目撃されるようになり、増加傾向にある。家屋侵入被害も増加している。

■ ヌートリア

市川だけでなく、越知川、小田原川、犬見川にも生息しており、水稻や野菜の被害が確認されている。巣穴をほることによる畦畔の破壊等も確認されている。今後、生息数の増加が懸念されるため、必要に応じて捕獲を行う。

■ ハクビシン、アナグマ、タヌキ、イタチ、テン、ノウサギ

農業被害が町内全域で確認されており、今後も被害拡大が懸念される。

■ カワウ

町内の漁業協同組合がアユ、アマゴの放流事業を行っているが、食害等により成魚の姿が少なくなり、釣り客の減少につながっているため、必要に応じて捕獲を行う。

■ ツキノワグマ

近年、集落内への出没が多発しており、果樹等の被害も出ている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
イノシシ	被害金額 (千円)	481	450
	被害面積 (ha)	0.46	0.40
サル	被害金額 (千円)	94	90
	被害面積 (ha)	0.08	0.05
シカ	被害金額 (農) (千円)	373	350
	被害面積 (農) (ha)	1.21	1.10
	被害金額 (林) (千円)	939	900
	被害面積 (林) (ha)	0.93	0.80
アライグマ	被害金額 (千円)	185	150
	被害面積 (ha)	0.10	0.05
ヌートリア	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
ハクビシン	被害金額 (千円)	100	80
	被害面積 (ha)	0.04	0.02
アナグマ	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
タヌキ	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
キツネ	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
テン	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
イタチ	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
ノウサギ	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0
ツキノワグマ	被害金額 (千円)	0	0
	被害面積 (ha)	0	0

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>サル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除班による捕獲活動の実施(銃器・わな・檻) ・サル監視員による追い払い活動や住民への接近情報の提供 <p>シカ、イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除班(捕獲班)による捕獲の実施(銃器・わな) <p>アライグマ、ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲活動の実施(わな) <p>カワウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除班(捕獲班)による捕獲の実施(銃器) 	<p>サル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲が難しく、捕獲が困難 ・過疎化、高齢化、シカ柵の設置により追い払い活動が困難 <p>シカ、イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除班員の高齢化により捕獲従事者の確保が困難 <p>アライグマ、ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の小動物も捕獲されるため、わなでの捕獲が困難 <p>カワウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねぐらが町外にあり、他市町との連携が不可欠。
防護柵の設置等に関する取組	<p>国庫事業等を活用し、侵入防止策の整備を進める。</p> <p>管理については地元と農業者が協力し、金網柵の補修、周辺の草刈り等を実施している。</p>	<p>一定の成果を上げているが、未設置集落への被害が増加している。</p> <p>また、防護柵と山林の間に緩衝帯を設けるなど、加害鳥獣が出没しにくい環境をつくと同時に、維持管理を容易にする必要がある。</p> <p>耕作放棄の多い土地や農地の少ない箇所での国庫による侵入防止策の整備が困難。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>県の野生動物共生林政事業等を活用し、人と野生動物を棲み分けし共生を図る。</p>	<p>森林所有者の理解を得ることが困難(支障木の補償なしの野生動物共生林、里山防災林による整備)</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

■ サル

群れごとの生息状況に応じた捕獲とあわせ、サル警報システムやサル位置情報メールを活用した効果的な追払い体制の確立、被害の事前予防対策、防護柵や緩衝帯の設置による集落環境の整備を推進するとともに、平成30年度に導入したサル捕獲装置を初め、町内の5箇所の捕獲装置等の活用による集団捕獲対策についても積極的に実施する。

また、安全な追払い活動を実施するため、動物駆逐用煙火(轟音玉)の煙火消費保安手帳の取得講習会についても引続き実施する。

■ シカ、イノシシ

銃器による捕獲とあわせ、地域住民が主体となったわな(檻)での捕獲を実施する。また、被害対策としての防護柵の設置や緩衝帯による集落環境の整備を推進する。

野生イノシシでの豚熱陽性が確認されており、感染拡大や養豚場での豚熱発生が懸念される。

捕獲強化にあたっては、狩猟者が靴底消毒や車両消毒等の防除措置を実施しながら取り組んでいく。

■ アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ

捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講したものが、わな猟の免許所持者の指導・監督のもとで、地域住民が主体となった捕獲を実施する。

■ カワウ

猟友会に適正な追払い・捕獲活動を依頼すると共に、漁協関係者による追払い活動を実施する。また、令和元年度に導入したドローンを活用し生息場所の調査、追払いを実施する。

■ ツキノワグマ

兵庫県ツキノワグマ出没対応マニュアルに基づく捕獲を実施する。誘引物の除去や環境整備、追払い等を実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除班(神崎猟友会・大河内猟友会)へ捕獲業務を委託し、捕獲を実施する。駆除班は地域別に組織されており、銃器による駆除班は班長以下20名程度、わなによる駆除班は班長以下15名程度となっている。
また、猟友会員の高齢化に伴い班員が減少していく対策として、新規狩猟免許取得者の確保を積極的に実施する。
県が三木市吉川町で整備した「兵庫県総合射撃場」において、銃猟及びわなによる捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	サル シカ イノシシ ヌートリア アライグマ マ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ	・町単独事業の狩猟免許取得促進事業で取得経費の一部を補助する。 ・鳥獣被害対策の講習会を行い、猟友会員の捕獲技術の向上、農家の自衛意識の啓発を図る。

	ノウサギ カワウ	
8年度	サル シカ イノシシ ヌートリア アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独事業の狩猟免許取得促進事業で取得経費の一部を補助する。 ・鳥獣被害対策の講習会を行い、猟友会員の捕獲技術の向上、農家の自衛意識の啓発を図る。
9年度	サル シカ イノシシ ヌートリア アライグマ マ ハクビシン ン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独事業の狩猟免許取得促進事業で取得経費の一部を補助する。 ・鳥獣被害対策の講習会を行い、猟友会員の捕獲技術の向上、農家の自衛意識の啓発を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
●イノシシ	全町域に生息し、生息数の減少も認められないため、農地周辺に出没する加害個体を中心に有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。目標数60頭に設定する。
●サル	必要に応じて、銃器、わな及び捕獲檻により捕獲活動を実施。目標数は過去の捕獲数を参考に40頭に設定。
●シカ	全町域に生息し、生息数(被害量)の減少も認められないため、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。シカの生息数を減らしていくために、目標を200頭に設定する。
●ヌートリア アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ	生息数の増加と生息地域の拡大を抑制するために、可能な限り捕獲を行う。
●カワウ	生息数の増加と生息地域の拡大を抑制するため、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。過去の捕獲数を参考に、目標を50羽に設定。
●ツキノワグマ	危険個体については有害駆除を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
サル	40頭	40頭	40頭
シカ	200頭	200頭	200頭
アライグマ ヌートリア ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン	可能な限り捕獲する。	可能な限り捕獲する。	可能な限り捕獲する。

イタチ ノウサギ			
カワウ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>●イノシシ、サル、シカ 銃、わな及び捕獲檻を利用して、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。</p> <p>●ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ 小動物用の捕獲檻を貸し出し、捕獲を実施する。</p> <p>●カワウ 銃を利用して、有害鳥獣による捕獲を遊漁期間中を通して実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特記事項なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
神河町全域	アナグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ、シカ、サル	金網防護柵 L=500m (1集落)	金網防護柵 L=500m (1集落)	金網防護柵 L=500m (1集落)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度 ～9年度	シカ・イノシシ・サル	野生動物共生林整備事業、里山防災林整備事業を実施し、緩衝帯の設置及び里山の整備を行う。防護柵の維持管理を進めるために、修繕や機能強化費用の補助を行う。
7年度 ～9年度	サル	サル警報システムやサル位置情報メールを活用した効果的な追払い体制を確立する。
7年度 ～9年度	カワウ	ドローンを活用した追払いを実施する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

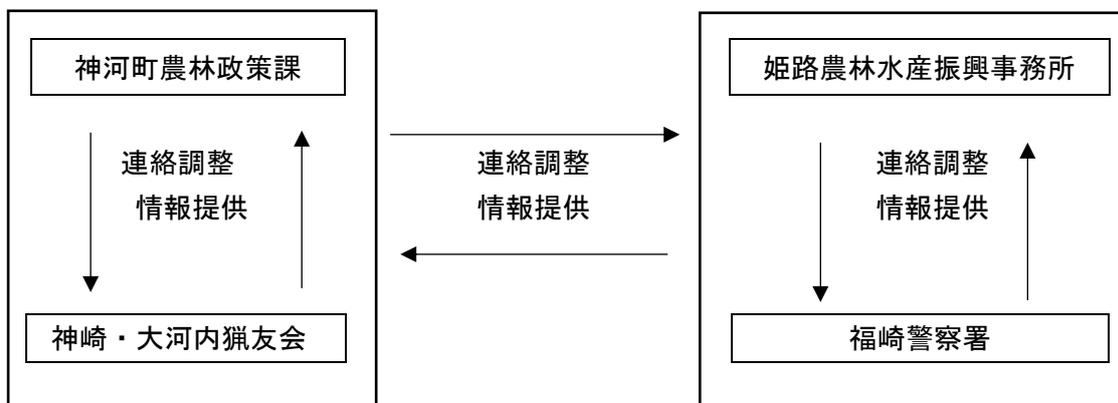
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
神河町農林政策課	関係機関との連絡・調整、情報の収集・提供、広報
姫路農林水産振興事務所	関係機関との連絡・調整、情報の収集・提供、広報
福崎警察署	地域巡回、情報の収集・提供、警戒、広報
神崎猟友会・大河内猟友会	対象鳥獣の捕獲、追払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合

は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉等に活用できないものについては、焼却又は埋設処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	処理加工施設への搬入を推進する。
ペットフード	処理加工施設への搬入を推進する。
皮革	処理加工施設への搬入を推進する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	処理加工施設への搬入を推進する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

イノシシ、シカについては、可能な限り食肉としての利用を推進するとともに、加工品としての商品化も検討する。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
神河町区長会	住民の意見を代表する
神河町農会長協議会	農業者の意見を代表する
神河町農業委員会	農業者の意見を代表する
兵庫西農業協同組合	営農指導の立場で対策内容を検討する
中はりま森林組合	林業者の立場で対策内容を検討する
神崎猟友会・大河内猟友会	狩猟者の意見を代表する
姫路農林水産振興事務所	森林整備、鳥獣対策等の指導
兵庫県森林動物研究センター	鳥獣対策の技術指導
神河町農林政策課	有害鳥獣担当

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
町内漁業協同組合	内水面漁業者として対策を検討する
兵庫県農業共済組合中播事務所	被害補償について迅速に対応する

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、町職員 1 名を任命し、追い払い等活動等の被害防止対策に従事している。今後は、狩猟者や農林漁業団体等の民間隊員を確保し、実施隊を中心とした捕獲体制を構築していく。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県（森林動物研究センター及び姫路農林水産振興事務所）と町が連携し、技術的な対策指導を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

必要に応じ、別に定める

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。